

請 書

令和 年 月 日

沿岸広域振興局長 森 達 也 様

受注者 住 所  
商 号  
氏 名 印

次の物品の納入について、その代価及び受注条件を後記のとおりとして誠実に履行することをお請けいたします。

1 納入する物品の内訳

品 名	規 格 ・ 品 質	数 量

2 代価 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

3 受注条件

- (1) 納入期限 年 月 日
- (2) 納入場所
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 履行遅滞の違約金 遅延に係る物品の売買代金につき納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。
- (5) 支払条件 納入後、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内とする。
- (6) 遅延利息 支払期限の翌日から支払までの期間の日数に応じ、未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。
- (7) 契約の解除 受注者又はその代理人がこの契約に関して次のいずれかに該当する場合は、契約を解除されても異議ありません。また、契約を解除されたときは、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を岩手県に支払います。
  - ア 受注者が、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
  - イ 受注者が、納品した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときに、岩手県から履行の追完請求を受けた後、正当な理由なく行わないとき。
  - ウ 受注者が、契約の履行について不正の行為をしたとき。
  - エ 受注者が、契約解除の申出を行ったとき。
  - オ 受注者が、次のいずれかに該当するとき。
    - (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は買入れ契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
    - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
    - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ その他受注者又はその代理人が、この契約に違反したとき。